諮問庁:法務大臣

諮問日:平成28年5月26日(平成28年(行個)諮問第81号)

答申日:平成28年11月17日(平成28年度(行個)答申第130号)

事件名:本人の難民認定申請につき特定日に広島入国管理局において供述した

供述調書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人本人の難民認定申請(特定申請番号)につき、特定日に広島入国管理局において供述した供述調書」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示としたことは妥当であるが、現時点においては、供述内容が記録された部分を開示することが相当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく保有個人情報の開示請求に対し、平成28年2月12日付け広管総第66号により広島入国管理局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

本文について一切開示がされておらず、訂正請求権の行使もできない。可能な限り開示されたい。

(2)意見書

ア 供述調書の内容に係る情報について

諮問庁は、難民認定手続の途上の段階で供述人本人に調書を開示することとなれば、正確な事実関係の把握を極めて困難にさせ、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由に、法14条7号柱書きに該当すると述べる。

しかし、難民認定手続において、誤って条約上の難民を難民でない として強制送還した場合、本国で恣意的拘禁、拷問、略式死刑など の被害にあう場合もあり、同手続は個人の生命身体にかかわる重大 な手続であって、そのような重大な手続に用いられる情報の正確性 の担保はきわめて重要である。

したがって、難民認定手続における本件供述調書は、供述者の発言 内容が正確に記載されていなければならないが、通訳を介しての尋問となることの特殊性から正確に把握し難いし、通訳による誤認の 可能性もあり、供述者の発言内容を正確に記載することは相当に困 難である。したがって、供述内容が正確に記述されているか検証す る必要がある。

これは適正手続を保障した憲法 3 1 条の要請といえる。また、法が個人情報取り扱いについて定める趣旨として、個人の権利利益を保護することを目的としており、同法 5 条が保有個人情報が事実と合致するように努めなければならないとしていることから、供述内容が正確に把握されているか確認することは当然に認められるべきである。

諮問庁は、自らの供述内容の重要な部分に不合理な変遷等があった場合には手続終了前にそれが本人に明らかにされることとなり、その結果、当該供述人本人において、変遷等が解消されるような虚偽の事実を供述するなどのおそれが生じると述べるが、当初の供述内容が抹消されるわけではなく、訂正をされるに過ぎないのであるから、不合理な変遷が1度は生じたことの事実自体は残るのであり、正確な事実関係の把握を極めて困難にするとは言い得ない。

むしろ上述したように、供述者の発言内容が正確に記載されていない場合の方が、正確な事実関係の把握は出来ないのであり、ひいては難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすといえる。

よって、本件対象文書のうち、審査請求人本人の供述内容にかかる 情報は、法14条7号柱書きの不開示には当たらない。

イ 以上より、本件対象文書の供述調書の内容に係る情報について、開 示がなされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件経緯
- (1)審査請求人は、処分庁に対し、平成28年2月8日、法の規定に基づき、請求する保有個人情報の名称等を「難民認定申請(特定申請番号) につき特定日に広島入国管理局において供述した供述調書」として、保 有個人情報開示請求を行った。
- (2) 当該開示請求に対し、処分庁は、対象文書を「審査請求人本人の難民 認定申請(特定申請番号)につき、特定日に広島入国管理局において供 述した供述調書」と特定した上で、特定した保有個人情報のうち、法1 4条2号及び7号柱書きに定める不開示情報に該当する部分を不開示と し、その余の部分については開示とする旨の部分開示決定(原処分)を

した。

本件は、この原処分に対し、平成28年4月7日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

- 2 審査請求人の主張の要旨
- (1)審査請求の趣旨 上記第2の1のとおり。
- (2)審査請求の理由 上記第2の1(1)のとおり。
- 3 難民認定申請について

難民認定申請をすることができるのは本邦にある外国人に限られ、難民であることを証明する責任は申請者側にある(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)61条の2第1項)。ただし、申請者の立証が十分でないからといって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは適正な難民の認定が確保できないので、難民調査官が行う事実の調査により申請者の陳述等の裏付け調査を行い、また、必要があれば当事者に再度主張、弁明、新たな証拠の提出等の機会を与えることとなる。

入管法61条の2の規定により、法務大臣は、難民の認定をしたときは、 その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外 国人に対し理由を付した書面をもって、その旨を通知する。

4 諮問庁の考え方

本件対象文書について、原処分において不開示とした部分のうち、別紙 に記載の部分については新たに開示することとするが、その余の部分につ いては不開示を維持する。

不開示を維持する部分について、その理由は次のとおりである。

(1) 通訳人に係る情報(法14条2号該当)

本件対象文書には、通訳人の氏名及び印影が記録されているところ、これらの情報は、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものであるが、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、法14条2号イに該当しないほか、同号口に該当する事情も存しない。

したがって、これらの情報は、法14条2号に該当することから、不 開示を維持することが相当である。

(2) 供述調書の内容に係る情報(法14条7号柱書き該当)

本件対象文書には、審査請求人本人の供述内容が記録されているところ、難民認定手続の途上の段階で供述人本人に調書を開示することとなれば、自らの供述内容の重要な部分に不合理な変遷等があった場合には

手続終了前にそれが本人に明らかにされることとなり、その結果、当該 供述人本人において、変遷等が解消されるような虚偽の事実を供述する などのおそれが生じることから、正確な事実関係の把握を極めて困難に させ、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあ るものと認められる。

したがって、当該情報は、法14条7号柱書きに該当することから、 不開示を維持することが相当である。

5 結論

以上のとおりであるから、部分開示とした原処分のうち、別紙に記載の 部分については新たに開示することとするが、その余の部分について、本 件審査請求は理由がないので、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年5月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月6日 審議

④ 同月28日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年9月12日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同年11月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人本人の難民認定申請に係る供述調書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部について、法14条2号及び7号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、不開示部分のうち、別紙に掲げる部分に記録された保有個人情報を新たに開示するとしているものの、その余の不開示部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示を維持することが相当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分(以下「不開示維持部分」という。)に記録された保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報を見分したところ,不開示維持部分は,供述調書のうち,審査請求人の供述内容が記録された部分の全て並びに当該供述に際して通訳をした通訳人の氏名及び印影が記録された部分であると認められる。

(1)審査請求人の供述内容が記録された部分

- ア 諮問庁は、標記の部分について、難民認定手続の途上の段階で供述 人本人に調書を開示することとなれば、自らの供述内容の重要な部分 に不合理な変遷等があった場合には手続終了前にそれが本人に明らか にされることとなり、その結果、当該供述人本人において、変遷等が 解消されるような虚偽の事実を供述するなどのおそれが生じることか ら、正確な事実関係の把握を極めて困難にさせ、難民認定手続に係る 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱 書きに該当すると説明する。
- イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件の審査請求人に係る難民認定手続は、原処分の時点では継続中であったとのことであり、そのような段階で、供述人である審査請求人本人に当該供述内容を開示すると、当該供述人本人において、今後、供述の変遷等が解消されるような虚偽の事実を供述するなどのおそれが生じることを否定することはできない。そうすると、標記の部分について、これを公にすると、正確な事実関係の把握を困難にさせ、難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、原処分の時点においては、標記の部分は、法14条7 号柱書きに該当すると認められるので、これを不開示としたことは妥 当である。

ウ しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の難民認定手続については、本件諮問がされた後、審査請求人に対して難民認定申請に対する処分結果を通知することにより、既にその手続が終了しているとのことである。そうすると、少なくとも現時点においては、上記諮問庁が説明する難民認定手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられるところ、さらに当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、一般に、難民認定手続が終了していた場合、本件と同様な内容の開示請求があれば、開示請求をした本人の供述内容部分については、本人に開示しているとのことである。

以上を踏まえると、現時点においては、標記の部分については、法 14条7号柱書きに該当せず、開示することが相当である。

(2) 通訳人の氏名及び印影の部分

ア 諮問庁は、標記の部分について、これらの情報は、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものであるが、 法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は 知ることが予定されている情報とはいえないことから、法14条2号 イに該当しないほか、同号口に該当する事情も存せず、したがって、 同条2号に該当すると説明する。

イ そこで検討すると、標記の部分は、いずれも通訳人個人に関する情報であることから、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定や慣行が存するとの特段の事情も認められないことから、同号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

さらに、標記の部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述部分であって、法15条2項による部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄に、「当局システムに係る情報」が記録されている部分を法14条7号に該当するため不開示とした旨の記載が認められるが、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報に該当する部分が見当たらない。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該情報は本件対象保有個人情報には記録されておらず、上記の記載は誤記とのことであった。

これは、慎重さに欠ける不適切な対応といわざるを得ず、処分庁においては、今後の開示請求への対応について、精査した内容に即し、慎重に開示決定等を行うよう、適切な対応が強く望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2 号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分 は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とした ことは妥当であるが、現時点においては、不開示とされた部分のうち、供 述内容が記録された部分は同号柱書きに該当せず、開示することが相当で あると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙(諮問庁が新たに開示するとしている部分)

枚目	新たに開示する部分
1 3	不開示部分全て
1 4	不開示部分全て
1 5	不開示部分全て